

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月23日

足立区長 近藤 弥生

## 訴えの提起について

足立区は、下記により土浦簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

### 記

#### 1 相手方

茨城県稲敷郡阿見町居住者

#### 2 訴えの要旨

足立区は、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、相手方との間で、足立区が建物の一部を補修するなどの緊急安全措置をとること及び相手方が当該措置のための費用を負担することを内容とする協定を締結の上、緊急安全措置をとり、当該費用を支出したにもかかわらず、相手方が当該費用相当額を支払わないことから、当該費用相当額のうち、未納である99万3800円及び遅延損害金を請求する。

#### 3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。